

まおだろうき

〒194-0013

町田市原町田3-3-22

電話☎ 042-721-2277 FAX042-721-2288

[メールアドレスmachidarouki@voice.ocn.ne.jp](mailto:machidarouki@voice.ocn.ne.jp)

発行責任者 事務局



目 次

2023年度定期総会開催	2
安全週間説明会開催	3
全国労働衛生週間説明会の開催について	4～5
支 署 だ よ り	6～7
ハローワークだより	8～9
事務局だより	10

2023年度 理事会・定期総会開催

「令和5年度 定期総会」が7月26日(水)町田商工会館会議室を会場として開催されました。当日は定期総会に先立つ理事会が同日開催されました。理事会、総会ともご参加いただいた会員の皆様のご協力により、スムーズな議事進行により滞りなく終了しました。「定期総会」は、ご出席15社(委任状59社)という成立要件資格のもとに開催されました。萩原一郎総務副部会長(多摩丘陵リハビリテーション病院)の司会進行により、若林克典協会会長(㈱石井工務店)の挨拶に続き議事がスタートしました。会則の定めるところにより会長が議長となり、第1号議案「2022年度事業報告」および第2号議案「2022年度収支決算報告」について、事務局より説明報告が行われたあと、山口恵理会計監事(㈱尚山堂)から監査報告がなされ、審議の結果承認されました。次いで、第3号議案「2023年度事業計画案」および第4号議案「2023年度収支予算案事業計画案」について一括説明の後審議に入り原案どおり承認されました。最後に、第5号議案「会則改定承認の件」について説明の後審議に入り原案どおり承認されました。全ての議案の審議が終了後、町田公共職業安定所長佐々木暢氏八王子労働基準監督署町田支署長生見卓也氏よりご祝辞を頂戴し、2023年度定期総会は無事終了いたしました。

総会終了後の懇親会につきましては、諸般の事情により開催は中止とさせて頂きました。

会員の皆様多数のご参加をいただきましたことに御礼申し上げます。



若林会長



ハローワーク町田 八王子労働基準監督署町田支署
佐々木暢 所長 生見卓也 署長



会場風景

令和5年度全国安全週間説明会開催



町田支署長生見卓也氏



町田労働基準協会会長若林克典

「令和5年度全国安全週間説明会」が、6月30日(金)町田商工会議所会議室で開催され、会員、非会員合わせて25社25名の参加をいただきました。建設部会副部会長の多田毅氏の司会により説明会がスタート、建設部会長萩原謙氏の開会宣言に続き、町田労働基準協会長の若林克典氏並びに八王子労働基準監督署町田支署長の生見卓也氏から安全週間を迎えるにあたっての挨拶がありました。

最初に八王子労働基準監督署町田支署の監督・安衛課長飯島康貴氏より、最近の労働行政の動向として、令和5年度の労働行政運営方針における安全衛生関連の取組事項について、次に長時間労働の抑制に関する行政の対応について、最後に2023年度から新たにスタートした「第14次東京労働局労働災害防止計画」～ Safe Work TOKYO ～を踏まえた労働環境の整備について解説を頂きました。

次に八王子労働基準監督署町田支署安全専門官吉増純氏より、実施要項についての説明を頂きました。最初に労働災害の発生状況を業種別、事故の型別さらに死亡災害数、休業4日以上死傷災害等について、全国、東京都、町田支署管内それぞれについての状況説明がありました。これらの状況を把握した上で「全国安全週間実施要綱」について、実施要項の趣旨、スローガン、全国安全週間の本週間である7月1日から7日の期間中に各企業が取り組むべき実施事項等について、項目ごとに説明をいただきました。

「全国安全週間」は昭和3年からスタートし今年で96回目を迎えます。今年の労働安全週間のスローガン「高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場」にもとづき、事業者・労働者双方が労働災害防止のための基本ルールを徹底し、それらを遵守・実行するための時間的・人力的余裕のある職場の業務体制を構築することが重要であり、これらの労働環境を形成するための意識を共有する場として「全国安全週間説明会」は終了しました。

「令和5年度全国労働衛生週間説明会」の開催について

本年も各事業場における労働衛生意識の高揚と自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図るため、第74回全国労働衛生週間が、9月中を準備月間、10月1日から10月7日までを本週間として実施されます。

誰もが安心して健康に働ける職場を目指すことを表す意味で、今年度のスローガンは次の通り決定しました。

目指そうよ二刀流 ころろとからだの健康職場

つきましては、下記により説明会を開催いたしますので、会員事業場の労働衛生担当者のご出席を是非ともお願いいたたく、ご案内申し上げます。

記

1. 日 時 令和5年 9月22日(金) 14:00～16:45
2. 会 場 町田商工会議所 2階 会議室
(町田市原町田3-3-22 ☎ 722-5957)
3. 内 容
1) 全国労働衛生週間実施要綱について 八王子労働基準監督署町田支署
2) 最近の労働行政の動向について //
- 3) その他 (調整中)
4. 参加費 無料
5. 申 込 別添「申込書」にて9月12日(火)までに【FAX】にてお申込み下さい。
6. 申込・問合せ先 町田労働基準協会 TEL:042-721-2277
FAX:042-721-2288
事務局 植田 和夫

令和5年度全国労働衛生週間説明会

参加申込書

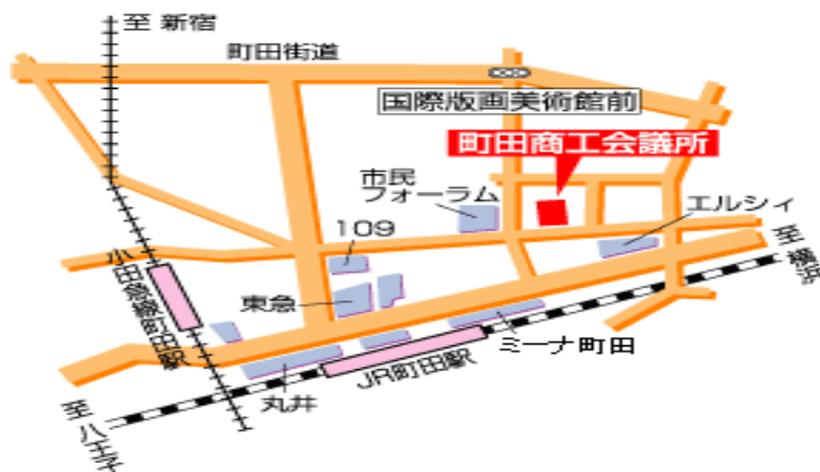
◇開催日時 令和5年9月22日(金) 14:00~

事業場名 (労働者数)	(名)	担当者名	
所在地	(TEL - -)		
出席者名	1.	4.	
	2.	5.	
	3.	6.	

申込先：町田労働基準協会 FAX：042-721-2288

会場案内図

町田商工会議所 2F会議室 町田市原町田3-3-22
小田急線町田駅東口 徒歩6分 JR横浜線町田駅徒歩 4分



※当日車でのご来場はご遠慮ください！

解体・改修・各種設備工事を行う施工業者の皆さまへ

事前調査は、
工事の規模にかかわらず
すべての工事が対象です



工事対象となるすべての範囲について
石綿が含まれているか事前に調査を
行う必要があります

事前調査結果の
報告は義務です

石綿事前調査結果報告システムを
使用すれば、パソコン・スマホから
24時間報告できます（※）



一定規模以上の工事は、施工業者（元請事業者）が
労働基準監督署と都道府県等に対して、事前調査結果の
報告をあらかじめ行う必要があります

（※）システムの使用が困難な場合は紙による報告もできます

事前調査は、
「建築物石綿含有建材調査者」
が行う必要があります！

令和5年**10月1日**
着工の工事から!!

※

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者
（一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定）
- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト
調査診断協会に登録された者



詳細は、石綿総合情報ポータルサイトを
ご確認ください

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>



厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署



事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です（石綿が無い場合も報告が必要です）。

▼ 工事の対象	▼ 工事の種類	▼ 報告対象となる範囲
すべての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体 改修(※1)	解体部分の床面積の合計が80㎡以上 請負金額が税込100万円以上
特定の工作物(※3)	解体・改修(※2)	請負金額が税込100万円以上

) 材料費も含めた工事全体の請負代金

※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する建材に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、足場の設置、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破砕・研磨・穿孔(穴開け)等を伴うものを含まず。

※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

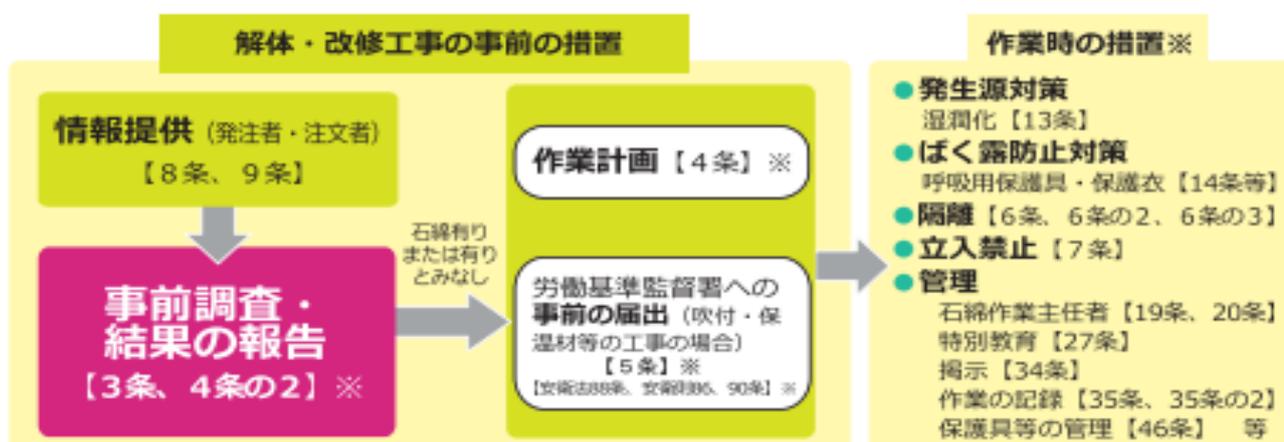
※3 報告対象となる工作物は以下のものです(なお、事前調査自体は以下に限らずすべて必要です)。

- ▶ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突(建築物に設ける排煙設備等を除く)
- ▶ 配管設備(建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く)
- ▶ 焼却設備、貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)
- ▶ 発電設備(太陽光発電設備・風力発電設備を除く)、変電設備、配電設備、送電設備(ケーブルを含む)
- ▶ トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ▶ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板



事前調査結果に基づいた工事の実施

事前調査の結果、石綿有りの場合(または有りとみなす場合)は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は不可欠です。



特に記載のあるものを除き、本文は石綿障害予防規則を表します。 ※は罰則規定のあるもの。建築物の解体等に係る石綿ばく露防止対策等に関する法令としては、労働安全衛生法以外にも、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法などがありますので、解体等を行う事業者はこれらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります。

詳細は、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください!

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置等の改正ポイントや、石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者・作業員・発注者のそれぞれに向けた情報を掲載しています。

各種手続きについて

事前調査結果報告システムの操作方法について

石綿事前調査結果報告システムをご利用頂く前に「利用者マニュアル・詳細機能編」を参照ください。

GビズIDについて

GビズIDトップ画面「クイックマニュアル」をご確認ください。ご不明点はお問合せ先まで。

2022. 10

ハローワークをご利用の求人者の皆さまへ

求人申込みには、

求人者マイページの活用をご検討ください！

「求人者マイページ」とは？

求人者サービスをオンライン上で受けられる事業主向け専用ページです。ハローワークにメールアドレスを登録後、パスワードを設定するだけで簡単に開設できます。

メリット①：いつでも、どこでも求人申込みができます！

パソコン・スマートフォン等から求人申込みできるので、在宅勤務や出張等で事業所にいなくても登録が可能です。

メリット②：職場の風景、自社製品等をPRできます！

求人票だけでなく、自社のPR画像を公開することができます。仕事の特徴や魅力を伝えることで、求職者のイメージアップ、応募につなげていくことが可能です。

メリット③：求職情報を検索し、「リクエスト」ができます！

ハローワーク求職者の情報を検索し、求職者の方へ「リクエスト」ができるので、積極的な採用活動を行うことが可能となります。

※ 「リクエスト」とは、公開された求職情報を求人者が見て、自社の求人に応募してほしい求職者を選定し、応募の検討を依頼するものです。

※ ハローワークに登録している求職者のうち、経歴、専門知識、資格や希望条件など求職情報を求人者にPR（公開）することを希望している方々の情報（氏名、連絡先などの個人が特定される情報を除く）を検索できます。

※ 有効中の求人がある場合に利用できます。

メリット④：過去に出した求人データを活用（転用）できます！

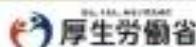
過去の求人履歴を利用して新たな求人申込みができるため、求人情報を自社で保存する必要がなく、管理もしやすくなります。

【お問い合わせ先】

ハローワーク町田 事業所部門
TEL：042-732-7397

【求人者マイページの詳細はこちら】

ハローワークインターネットサービス
<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>



都道府県労働局・ハローワーク

LL041110画01

雇用保険関係の届出・申請を行う事業主の皆様へ

電子申請のご利用をお勧めしています。

24時間
いつでも
申請可能!!

マイナンバー記載の書類を持ち運ばず、オンラインで申請するため安全!!

★ 主要3手続き^{※1}の電子申請利用率が**85%**を超えました!

※1 雇用保険の主要3手続き 資格取得届・資格喪失届・高年率雇用継続給付

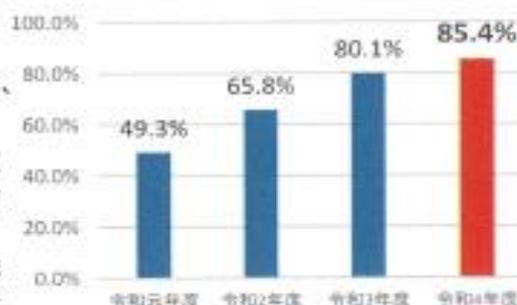
雇用保険適用関係や雇用継続給付の届出・申請について、既に多くの方に**電子申請**をご利用いただいています。

来所による届出・申請をされている事業主の皆様は、是非、**電子申請**の利用をご検討ください。

また、**マイナンバー**^{※2}を記載した届出用紙を持ち運ぶ必要がないため、**マイナンバー**の運用管理など安全管理措置の負担が軽減されます。

※2 平成30年5月以降、マイナンバーが必要な届出にマイナンバーの記載・添付がない場合は、不備がある届出書類として返却することとしておりますので、記載漏れがないようお願いいたします。

主要3手続きの電子申請率の推移



「電子申請」が便利です、是非ご利用ください。

◇ **電子申請なら、24時間、365日いつでも申請可能!**

そのうえ、窓口での提出のような待ち時間がありません。(通常は申請の翌日に返戻しておりますが、年度当初の繁忙期など申請が集中する時期には「資格喪失届(離職票あり)」を優先して処理するため、その他の届出等の返戻には多少時間がかかることがあります。)

◇ **個人情報の持ち運びが不要!** 個人情報保護の観点から安全性が高まります。

◇ **時間とコストをかけずに申請できます!**

ハローワークに来所いただく手間も、書類を郵送する費用もかかりません。

電子申請は



イーガブで!!

<e-Govについて> e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。

▶ e-Govの操作方法等については、「e-Gov利用者サポートデスク」へお問い合わせください。

電話番号: 050-3786-2225

e-Gov ポータル> お問い合わせ: <https://www.e-gov.go.jp/contact>

<参考>

- ・ e-Gov電子申請 <https://shinsei.e-gov.go.jp/>
- ・ 電子申請利用マニュアル <http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>

※電子申請を行うには「電子署名」が必要となります。令和2年4月から一部の申請について、無料で取得できるGビズIDによる申請も可能になりました。詳しくは、<https://g-biz.go.jp>をご参照ください。



東京労働局・都内ハローワーク

R050501

事務局便り

◎ 令和5年度全国労働衛生週間説明会の開催について

9月中の準備期間を経て、10月1日から10月7日までの間、令和5年度全国労働衛生週間が実施されます。それに先立ち「全国労働衛生週間説明会」を下記にて開催することとしました。

日 時 令和5年 9月22日(金) 14:00～

場 所 町田商工会議所 2F 会議室

※ 詳細および申込はホームページの案内をご覧ください。

◎ 協会報のホームページへの掲載(発行)について

昨年度より進めて来ました当協会のホームページ開設にともない、協会報「まちだろうき」令和5年8月号(本号)より従来の紙ベースでの発行からホームページでの掲載に移行いたしました。今後は、行政サイドからの情報等につきましてもホームページで適宜更新(告知)してゆきます。その際のご案内はご登録いただいたメールアドレス宛てに行いますのでご確認下さい。

◎ 会員増強運動のお願い

当協会では現在会員増強運動を実施しております。会員事業所は業種、規模(従業員数)等については一切問いません。

関連企業やお知り合いの事業所、またはご近所の事業所等で当協会へ未加入の事業所がありましたら、入会をお勧めくださいますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、「町田労働基準協会」事務局植田(☎721-2277)までお問い合わせください。